

北海道告示第11526号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第3号に掲げるほっけ固定式刺し網漁業(日本海海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和3年12月27日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			(6)漁業を営む者の資格
ほっけ固定式刺し網漁業	後志総合振興局管内 沖合海域	増毛郡増毛町と石狩市浜益区の境界線と最大高潮時海岸線との交点から297度10分の線以南、積丹郡積丹岬正西の線以北の海域のうち、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域。 ただし、共同漁業権漁場区域を除く。	毎年、3月1日から 10月31日まで	13隻	10トン未満	後志総合振興局管内に住所を有する者	令和3年12月28日から 令和4年1月27日まで	<p>1. 許可の有効期間は、令和4年3月1日から令和7年2月28日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和4年3月1日から令和5年2月28日までとする。</p> <p>3. 申請書の提出先は、後志総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>(2) 海中に敷設する漁具の長さは、4,000メートル以内でなければならない。</p> <p>(3) 使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが38.5ミリメートル以上55ミリメートル以内でなければならない。</p> <p>(4) 海中に敷設する漁具の両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けるなければならない。</p> <p>(5) 夜間敷設する漁具には、浮標灯を付けるなければならない。</p> <p>(6) 次に掲げるかに及びさけ・ますが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ ずわいがに ウ ベにずわいがに エ たらばがに オ あぶらがに</p> <p>(7) 5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(8) 我が国領海及び排他的経済水域内の水域以外に立ち入ってはならない。</p>